

○那覇市議会議員並びにその他の者の弔事に関する取扱内規

(平成7年12月25日適用)

第1条 本市議会議員並びにその他の者の弔事に関しては、この内規の定めるところによる。

第2条 公費で対応できる弔事については、この内規で定められた範囲とする。

第3条 前条に規定する弔事の範囲は、次に掲げる事項とする。

- (1) 香典
- (2) 供花
- (3) 新聞広告掲載
- (4) 弔電

第4条 前条の適用者及び香典などの額等の目安については、別表のとおりとする。ただし議長が特に必要と認めた者、又は公的対応が好ましくないと判断した場合はこの限りでない。

なお、公費の支出にあたっては、この内規により画一的に行うものではなく、本市議会との関係など、実態に即して、真に支出が認められる場合に行うものとする。

2 前項の議長が特に必要と認めた者の香典の額は、上限を5万円とする。

第5条 第3条に規定されている香典などの記載方法等については、次のとおりとする。

- (1) 香典、供花の記載名は、「那覇市議会」とする。
- (2) 新聞広告の掲載名は、「那覇市議会議長〇〇〇〇」又は「那覇市議会」とする。
- (3) 弔電は「那覇市議会議長〇〇〇〇」と打電する。

付 則

この内規は、平成7年12月25日から施行する。

付 則

この内規は、平成16年1月1日から施行する。

付 則

この内規は、平成18年3月1日から施行する。

付 則

この内規は、平成20年7月1日から施行する。

付 則

この内規は、平成24年11月20日から施行する。